

川崎港の臨港地区内の分区における構築物の規制に関する条例第3条について

				商 港 区	工 業 港 区	修 景 区 厚 生 港
港 湾 法 第 2 条 第 5 項 に 掲 げ る 港 湾 施 設	2号	外 郭 施 設	防波堤、防砂堤、防潮堤、導流堤、水門、閘門、護岸、堤防、突堤及び胸壁	○	○	○
	3号	係 留 施 設	岸壁、係船浮標、係船くい、栈橋、浮栈橋、物揚場及び船揚場	○	○	○
	4号	臨 港 交 通 施 設	道路、駐車場、橋梁、鉄道、軌道、運河及びヘリポート	○	○	○
	5号	航 行 補 助 施 設	航路標識並びに船舶の入出港のための信号施設、照明施設及び港務通信施設	○	○	○
	6号	荷 さ ば き 施 設	固定式荷役機械、軌道走行式荷役機械、荷さばき地及び上屋	○	○	×
	7号	旅 客 施 設	旅客乗降用固定施設、手荷物取扱所、待合所及び宿泊所	○	×	×
	8号	保 管 施 設	倉庫、野積場、貯木場、貯炭場、危険物置場及び貯油施設	※ 1	○	×
	8号の2	船 舶 役 務 用 施 設	船舶のための給水施設、給油施設及び給炭施設（第13号に掲げる施設を除く。）、船舶修理施設並びに船舶保管施設	○	○	×
	8号の3	港 湾 情 報 提 供 施 設	案内施設、見学施設その他の港湾の利用に関する情報を提供するための施設	○	○	○
	9号	港 湾 公 害 防 止 施 設	汚濁水の浄化のための導水施設、公害防止用緩衝地帯その他の港湾における公害の防止のための施設	○	○	×
	9号の2	廃 棄 物 処 理 施 設	廃棄物埋立護岸、廃棄物受入施設、廃棄物焼却施設、廃棄物破碎施設、廃油処理施設その他の廃棄物の処理のための施設（第13号に掲げる施設を除く。）	※ 2	○	×
	9号の3	港 湾 環 境 整 備 施 設	海浜、緑地、広場、植栽、休憩所その他の港湾の環境の整備のための施設	○	○	○
	10号	港 湾 厚 生 施 設	船舶乗組員及び港湾における労働者の休泊所、診療所その他の福利厚生施設	○	○	○
10号の2	港 湾 管 理 施 設	港湾管理事務所、港湾管理用資材倉庫その他の港湾の管理のための施設（第14号に掲げる施設を除く。）	○	○	○	
12号	移 動 式 施 設	移動式荷役機械及び移動式旅客乗降用施設	○	○	×	
海上運送事業、港湾運送事業、倉庫業、道路運送事業、貨物利用運送事業、水先案内業、通関業その他市長が指定する事業を行う者の事務所及びその附帯施設				○	×	×
荷さばき施設又は保管施設に附属する卸売展示施設及び流通加工施設並びにこれらの附帯施設				○	×	×
港湾その他の海事に関する理解の増進を図るための会議場施設、展示施設、研修施設その他の共同利用施設及びその附帯施設				○	×	×
税関、地方運輸局、地方整備局、海上保安部、検疫所、植物防疫所、動物検疫所、地方入国管理局、警察署、消防署、港湾管理者その他市長が指定する官公署の事務所及びその附帯施設				○	○	○
港湾関係者の利便の用に供するための郵便局その他郵便の業務を行う者の営業所、他人の信書の送達を業とする者の営業所、銀行及び保険業の店舗				○	×	×
旅館、ホテル又は飲食店であって風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）第2条の規定に該当しないもの、船舶用品販売店及び日用品の販売を主たる目的とする店舗（市長が指定する規模（その用途に供する部分の床面積の合計が250平方メートル）以下のものに限る。以下「日用品販売店」という。）				○	—	—
工場又は研究施設に従事する者の利便の用に供するための飲食店（風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律第2条の規定に該当するものを除く。以下同じ。）及び日用品販売店				—	○	—
飲食店及び日用品販売店				—	—	○
港湾関係者の利便の用に供するための給油所				○	×	×
構築物に附属する廃棄物の処理のための施設（当該構築物において生じた廃棄物のみの処理を行うものに限る。）				○	—	×
原燃料若しくは製品の輸送を海上運送若しくは港湾運送に依存する製造業（電気業、ガス業、熱供給業を含む。）又はその関連事業を営む工場及びこれに附属する研究施設並びにこれらの附帯施設				×	○	×
工場又は研究施設に従事する者のための休泊所及び診療所並びにこれらの附帯施設				×	○	×
図書館、博物館、水族館、展示施設、公会堂、展望施設及びスポーツ又はレクリエーション施設並びにこれらの附帯施設				×	×	○

○・・・・・・建築可能 ×・・・・・・建築不可能 ※・・・・・・別条項により制限付で建築を可とする

※1 危険物置き場、貯油施設及びセメントサイロは禁止構築物に該当

※2 構築物に附属する廃棄物の処理のための施設（当該構築物において生じた廃棄物のみの処理を行うものに限る）は建築可